

医療安全情報 2018年2月号

〔総数8件〕

サービス推進室

サービス推進室では、医療事故・訴訟等に関する記事や医療安全に役立つ情報を、ニュース配信を行っている会社から提供を受けて、「医療安全情報」として提供しています。

高齢者5人死亡火災で施設会社元代表を業過致死傷罪で有罪に

2013年2月に高齢の入所者5人が死亡した認知症グループホーム火災で、業務上過失致死傷の罪に問われた運営会社の元代表に、地裁は、禁錮2年、執行猶予4年(求刑禁錮2年)の判決を言い渡した。起訴状によると、火災は13年2月8日夜に発生。ホームにはスプリンクラーが設置されておらず、建物内に煙が充満、当時77～90歳の女性5人が死亡し5人が負傷したとしている。当時、ホームを運営していた元代表は、施設を運営して16年に在宅起訴された。公判で起訴内容を認めた。元代表は「スプリンクラーが故障していたが、製造元のTDK(東京エレクトロニクス)に問い合わせ、部品を交換したが、

、子供や家族らに謝罪したことを明らかにした。元代表は「施設を運営していたが、家族と公表内容を調整していた」と説明した。機構は「適切な処置がとれていなかったため、医師が気管からチューブを抜いたが、容体が悪化し、呼吸器が壊れた。しかし、改善されず心肺停止したため蘇生措置を取った。蘇生までに29分間かかったとしている。医師2人は、いずれも誤挿入に気付かなかった。女兒は集中治療室で治療を続けており、重度の障害が残る可能性があるという。退院のめどは立っていない。同機構は、チューブ挿入時の呼吸音や胸部の膨らみの確認など、再発防止策を徹底させるとしている。